6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証及び契約保証
①　入札保証　不要
②　契約保証　必要
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　前金払の有無　請負代金額が300万円以上の場合は「有」。300万円未満の場合は「無」。なお、請負代金額が300万円以上の場合は、本契約の相手方は、請負契約書第35条第１項に基づき、前払金の請求をすることができる。
⑸　当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑹　関連情報を入手するための照会窓口は、５⑴に同じ。
⑺　技術提案書のヒアリングを行う。
⑻　その他詳細はホームページに掲載する公示による。
7　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : YAGI Shigeki, Director General of Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Fiscal year 2021～2023 Tohoku Regional Head Office jurisdiction Basic unit price investigation
⑷　Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M.　29 January 2021
⑸　Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M.　29 March 2021
⑹　Contact point for tender documentation : KIYONO Nobuki, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited 3―2―1, Chuo, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture, 980―0021 Japan TEL 022―217―1726

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の、令和３・４年度における工事、測量・建設コンサルタント等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和３年１月15日
独立行政法人
石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長　細野　哲弘
◎調達機関番号　586　◎所在地番号　13
１　契約の種類及び業種等の区分
⑴　工事　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項別表第一に定める29種類
⑵　測量・建設コンサルタント等　測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務
２　参加資格の申請
⑴　資格審査の要件　下記のような申請の場合、申請の受付けはできないので留意すること。
①　公的添付書類不備　申請に必要な公的添付書類（登記事項証明書等）が提出できない場合
②　納税証明書不備　納税証明書に「未納の税額がある」と記載されている場合
⑵　受付期間　令和３年４月１日から当該資格が必要な場合は、受付の開始日を令和３年１月15日からとし、受付の締切日を令和３年２月28日とし、「資格決定通知書」を令和３年３月31日までに発送するものとする。なお、令和３年３月１日以降は随時申請の受付を行う。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。
ただし、上記の随時申請による資格の有効期間は、資格認定の日から開始する。そのため、申請混雑等の影響で、資格の付与に時間がかかる場合には、希望する調達案件の入札等に間に合わないことがあるので、余裕をもって申請すること。
⑶　申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）の様式等は当機構のホームページにアクセスし、出力することができる。
（http://www.jogmec.go.jp/news/bid/index.html）
⑷　申請書の提出方法　申請者は、次の区分により申請書等の関係書類を揃え、別記に掲げる場所に郵送により提出すること（持ち込みによる提出は受け付けない。）。
①　工事に係るもの
一　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（工事）
二　添付書類（申請に必要な書類）
イ　工事経歴書
ロ　営業所一覧表
ハ　建設共同企業体協定書の写し（建設共同企業体として申請する者に限る。）
ニ　総合評定値通知書の写し
ホ　建設業許可申請書の写し（申請日現在で有効であるもの）
ヘ　共同企業体等調書（共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の特例扱いを希望する者に限る。）
ト　次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合は国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人の場合はその３又はその３の３）の写し
Ａ　法人税（法人の場合）
Ｂ　所得税（個人の場合）
Ｃ　消費税及び地方消費税（法人及び個人）
また、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（納税の猶予・換価の猶予・特例猶予）を受けたため、納税証明書の写しを提出できない場合は、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類（納税の猶予許可通知書・換価の猶予許可通知書・納税証明書その１等）の写しを提出する。
チ　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）
リ　資格決定通知書送付用封筒　長形３号の封筒に送付先を記載の上、返信に必要な額の切手を貼付すること。
②　測量・建設コンサルタント等に係るもの
一　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
二　添付書類（申請に必要な書類）
イ　測量等実績調書
ロ　技術者経歴書
ハ　営業所一覧表
ニ　登記事項証明書（個人の場合にあっては、身元証明書）の写し
ホ　登録証明書等
ヘ　財務諸表類（直近１年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（個人の場合にあっては、これらに類する書類））
ト　次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合は国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人の場合はその３又はその３の３）の写し
Ａ　法人税（法人の場合）
Ｂ　所得税（個人の場合）
Ｃ　消費税及び地方消費税（法人及び個人）
また、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（納税の猶予・換価の猶予・特例猶予）を受けたため、納税証明書の写しを提出できない場合は、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類（納税の猶予許可通知書・換価の猶予許可通知書・納税証明書その１等）の写しを提出する。
チ　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）
リ　資格決定通知書送付用封筒　長形３号の封筒に送付先を記載の上、返信に必要な額の切手を貼付すること。
⑸　申請書等の作成に用いる言語等
①　申請書類は、日本語で作成すること。なお、添付書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を添付すること。
②　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。